

東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マーク取扱要領

平成30年8月27日付30産労雇労第1025号
改正 平成30年9月25日付30産労雇労第1116号
改正 平成31年3月26日付30産労雇労第2264号
改正 令和元年5月10日付31産労雇労第392号
改正 令和2年3月18日付31産労雇労第2085号
改正 令和4年3月29日付3産労雇労第2275号

(目的)

第1条 この要領は、家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度の両立支援推進企業マーク（以下、「マーク」という。）の東京都以外の者の利用に関し、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）及び東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日10財管総第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度)

第2条 「東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度」（以下、「登録制度」という。）とは、法定以上の育児・介護など家庭と仕事の両立支援制度を整備し、実践している企業等に対し、整備状況に応じて東京都が、マークを付与し、その取組内容を東京都ホームページ等で広く発信していくことにより、都内企業の両立支援の充実を図ることを目的としている。

(定義)

第3条 マークとは、「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マークデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(利用規定)

第4条 マークは、以下の規定に従い利用することができる。

- (1) マークは、第5条第1項により東京都から承認を受けた日から使用できる。ただし、東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度実施要綱（平成30年8月14日付30産労雇労第974号）（以下、「登録制度実施要綱」という。）第8条第2項第1号により知事が更新登録の決定を行った企業は、直前の登録期間の満了日の翌日から使用できる。
- (2) マークの使用期間は、登録制度実施要綱により定める登録期間の満了日までとする。
- (3) 家庭と仕事の両立支援推進企業（以下、「登録企業」という。）は、登録された組織単位（企業単位）の事業活動の範囲で、登録制度の趣旨に照らし、適当と認められるものにマークを使用することができる。

ただし、有償で頒布する製品・商品等や、以下に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

ア 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

イ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められ

るとき。

ウ デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。

エ 都及び登録制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

オ 登録企業が提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用する場合。

カ 第三者の利益を害すると認められるとき。

キ その他東京都が不相当と認めるとき。

(使用手続)

第5条 マークを使用しようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、マーク使用承認申請書（別記様式第1号）を東京都に提出し、東京都の承認を得なければならない。

(1) 東京都は、前項の規定による提出があった場合、内容を確認した上で、使用を承認するときはマーク使用承認通知書（別記様式第2号）を、使用を承認しないときはマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(2) 前項の規定による承認に当たっては、東京都は必要な条件を付すことができる。

(3) 前項の条件に不服のある申請者は、マーク使用承認書を受領した日から1週間以内に、マーク使用申請取下書（別記様式第4号）を東京都に提出することにより、マークの使用申請を取り下げることができる。

(利用対象物)

第6条 マークは登録企業が発行若しくは制作と管理を併せて行う各種媒体（自社パンフレット、カタログ、レターヘッド、従業員の名刺、ウェブサイト等）に使用できる。

なお、自己のものとして商標又は意匠目的に使用（登録）することは認めない。

(利用上の遵守事項)

第7条 マーク等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。

(2) マークのサイズは指定しない。ただし、縦横比の変更は認めない。

(3) マークを囲む、傾ける、変形する、他の図柄の上に配置するなど、デザインに変更を加えることは認めない。

(4) 他のマークや文言の近傍に配置するなど、マークの独立性が阻害されるような利用は認めない。

(使用の不承認)

第8条 東京都は、第4条第3項のいずれかに該当するときは、マークの使用を承認しないものとする。

(承認内容の変更)

第9条 マーク使用者が使用承認の内容を変更しようとするときは、マーク使用変更申請書（別記様式第5号）を、東京都に提出しなければならない。この場合において、東京都

はその内容を確認した上で変更を承認するときは、マーク使用変更承認通知書（別記様式第6号）を、変更を承認しないときはマーク使用変更不承認通知書（別記様式第7号）をマーク使用者に交付するものとする。

（使用の中止）

第10条 マーク使用者は、マークの使用を中止しようとするときは、マーク使用中止通知書（別記様式第8号）を東京都に提出しなければならない。

（使用承認の取消）

第11条 登録企業が下記に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、マークの使用承認を取り消すものとする。

- （1）本規定に違反したマークの利用が認められたとき。
- （2）登録を取り消したとき。
- （3）その他不適切なマークの利用等が認められたとき。
- （4）東京都は、本条第1項から第3項に規定する使用承認の取消しを行ったときは、マーク使用承認取消通知書（別記様式第9号）を、当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- （5）前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、マークの使用を直ちに中止するとともに、マークが付された物が流通しないための措置を講じなければならない。
- （6）東京都は、本条第1項から第3項に規定する使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（使用料）

第12条 マークの使用料は無償とする。

（免責）

第13条 マークの使用により生じたいかなる損害に対しても東京都は一切の責任を負わない。

（その他）

第14条 本要領に定めのない事項については、登録制度実施要綱に基づき、東京都が判断する。

附則

この要領は、平成30年8月27日から施行する。

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

両立支援推進企業マーク使用承認申請書

東京都労働相談情報センター所長 殿

（所在地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

両立支援推進企業マークを使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、「東京都家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マーク取扱要領」及び「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度 両立支援推進企業マークデザインマニュアル」を遵守します。

記

1 使用目的

2 使用方法・場所等

年 月 日
文 書 番 号

両立支援推進企業マーク使用承認通知書

殿

東京都労働相談情報センター所長

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの使用を申請内容の範囲内において承認します。

（使用に当たっての条件）

年 月 日
文 書 番 号

両立支援推進企業マーク使用不承認通知書

殿

東京都労働相談情報センター所長

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの使用については、
内容を確認した結果、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

（不承認の理由）

年 月 日

両立支援推進企業マーク使用申請取下書

東京都労働相談情報センター所長 殿

（所在地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

年 月 日付〔文書番号〕の両立支援推進企業マーク使用承認通知書により承認がありましたが、付された条件に不服があるため、申請を取り下げます。

両立支援推進企業マーク使用変更申請書

東京都労働相談情報センター所長 殿

（所在地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

年 月 日 [文書番号] の両立支援推進企業マーク使用承認通知書により承認があった両立支援推進企業マークの使用について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の使用方法・場所等

年 月 日
文 書 番 号

両立支援推進企業マーク使用変更承認通知書

殿

東京都労働相談情報センター所長

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの使用変更について、申請内容の範囲内において承認します。

（使用に当たっての条件）

年 月 日
文 書 番 号

両立支援推進企業マーク使用変更不承認通知書

殿

東京都労働相談情報センター所長

年 月 日付で申請のあった両立支援推進企業マークの使用変更については、内容を確認した結果、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

（不承認の理由）

両立支援推進企業マーク使用中止通知書

東京都労働相談情報センター所長 殿

（所在地）

（名称又は氏名）

（代表者氏名）

年 月 日付〔文書番号〕の、

（両立支援推進企業マーク使用承認通知書
両立支援推進企業マーク使用変更承認通知書）により承認があった両立支援推

進企業マークの使用について、中止することとしたので通知します。

年 月 日
文 書 番 号

両立支援推進企業マーク使用承認取消通知書

殿

東京都労働相談情報センター所長

年 月 日付〔文書番号〕の、

（両立支援推進企業マーク使用承認通知書
両立支援推進企業マーク使用変更承認通知書）により使用を承認している両立

支援推進企業マークの使用について、以下の理由により承認を取り消すこととしたので、
通知します。

（取消の理由）